

## 批評と紹介

張栄強著

### 『漢唐籍帳制度研究』

鷲尾 祐子

#### 序

本書は、秦漢から唐に至る長い時間の流れにおける戸籍制度と上計制度との変化を、出土文字資料と典籍史料の丁寧な読解に基づき、考察するものである。

労働力と財の大量の集積を可能にすることによって、戸籍は官僚制と皇帝専政の物質的基盤となり、また同居関係の確定によって相互監視制度の上にたつ治安維持体制を支えた。そして、地域における人と財の現状に関する知識を、上級機関に集積する主要な手段として、上計制度が存在する。戸籍制度と上計制度は車の両輪のごとく連動し、中国的な統治制度の核心部分を構成した。

戸籍研究には出土した戸籍現物を用いる必要があるが、

出土物を史料として使用するためには、事前の検討と整理とを要する。本書は、出土文字資料の蒐集と、それを史料化するための前提作業に丹念に取り組む。さらに出土文字史料・文献史料により、古代・中世における大きな制度変化に関する説の提起に至る。

#### 一、本書各章の内容

本書の主要な内容として、以下の三点が挙げられる。①戸籍の用途としての課役、②会計年度の変化、③籍帳制度の変化と書写材料の変化との関連。

まず、①戸籍の作成目的を明らかにするために、秦・後漢・三国呉・前秦の四代の戸籍・家族簿の書式を検討し、戸籍の主要な記載内容である課役身分について重点的に考察する。「湖南里耶所出 秦代遷陵県南陽里戸版」では、湖南省出土の秦代戸版を現存最古の戸籍とする。「《二年律令》与漢代課役身分」（以下「課役」と略称）「長沙東牌楼東漢 戸籍簡“補説”」（以下「東牌楼補説」と略称）は、徭役の徴発についての検討である。「課役」は性別・年代別にどのような人々がいかなる徭役に就くかを考察するが、最も重要な成果は、老年と傅籍前の未成年が負担する地方的な徭役「半役」の存在を指摘していることである。

続く諸編では、長沙走馬楼出土呉簡中の住民家族名簿

〔吏民簿〕をとりあげる。「孫呉戸籍結句簡中的『事』」（以下「戸籍結句」と略称）は吏民簿の戸集計簡にみえる二つの「事」について検討し、前の「事」は課役の総人口（徭役負担者・口錢・筆賦負担者含む、7—60歳）であり、後ろの「事」は徭役負担者の人数であるとする。また、戸単位集計簡にみえる「訾」（財産税から転じて資産の等級をあらわす）と戸品について「呉簡中的『戸品問題』」で検討する。従来戸籍記載内容をめぐる争点の一つであった財産記載の有無については、「孫呉簡中的戸籍文書」（以下「孫呉戸籍」と略称）にて論じられ、漢の戸籍には財産が記載されたが漢末に戸籍と財産簿が分離したと述べる。「説『罰估』」は、呉簡にみえる「罰估」とは「廢估」であり、身体に重度の障碍をかかえていることを指すと説明する。「走馬樓戸籍簡的『中』字注記」（以下「戸籍『中』字」と略称）は、吏民簿に見える朱書きの「中」字をてがかりに、戸籍作成の一過程である案比制度を復元する。以上が、戸籍の主たる用途である課税と徭役の徵発、および戸籍作成過程に関する諸編である。

②会計年度の変化については、「從計斷九月到歲終為斷—漢唐間財政年度の演變」（以下「財政年度」と略称）にて述べられる。これと関連して、「也談唐代的造籍日期問題」では、唐前期における戸籍作成時期は手実作成の翌年の歳

初であったことを論じ、「唐代『手実』与『計帳』關係考」では計帳の作成根拠は「貌定」後の手実であり、さらに戸籍の作成は計帳に依拠すると述べる。③籍帳制度と書写材料の変化の関連に関しては「前秦建元二十年籍」与漢唐間籍帳制度的變化」（以下「前秦籍」と略称）に見える。

附録「孫呉《嘉禾吏民田家別》中的幾個問題」「孫呉《嘉禾吏民田家別》『二年常限』解」は、走馬樓呉簡の吏民田家別をめぐる諸問題について見解を述べる。

## 二、吏民簿理解の手法

本書で最も紙幅を費やして検討している出土文字資料は、走馬樓呉簡の家族名簿（「吏民簿」）である。この吏民簿の書式は、互いに微妙に相違する複数の種類に分類できる。以下に例を挙げる。

- a 石門里戸人公乘樂萬年十七  
〔竹簡壹〕 9119
- 右葛家口食二人 訾 五 十〔竹簡壹〕 8950 (14盆)
- b 吉陽里戸人公乘孫潘年卅五第一  
〔竹簡壹〕 10381
- 潘妻大女萬年十九第一  
〔竹簡壹〕 10382
- 凡口三事二 第二事 訾 五 十  
〔竹簡壹〕 10380 (14盆)

二種類の簿の記載内容は、姓名・爵位・年齢・里名・疾病障碍・徭役など概ね似通っているが、微妙に相違している。なせしずつ違つた簿が存在するのか、説明し難いが、より根本的な問題は、これらが何のために作成された名簿かということが、明らかでないことにある。

本書は、これらの「吏民簿」の性格を知るための基礎的検討として、名簿の作成段階と作成後の公務に供される段階とを想定し、作成手順と作成後の用途を考察する。

この作業の前提として、戸籍作成の過程の復原が必須である。そこで、「東牌楼補説」にて、戸籍作成上の手順として、八月案比（本書は「貌聞」と解す。官吏が各人と対面して記載が妥当であるか確認する作業。）という戸籍の記載内容をチェックする過程を重視する。案比の際には、県令みずから吏を組織して罷癘や新傳・免老および給侍などの特定身分と年齢の人を「案験」し、郷畜夫はそれ以外の民衆の案比に責任を負つたとし、また、「戸籍」中「字」では、県令・県吏が資産状況のチェックも行ったと述べる。

この案比の痕跡は「吏民簿」に見えるのであり、「戸籍」中「字」によれば、簡上にもえる朱書きのチェック記号である。「中」字は、案比における県での審査を反映している。「東牌楼補説」では、走馬楼具簡は各人の障碍疾病を具体的に記すが、東牌楼後漢簡には、官側が障碍の実態を

確認後、その障碍の程度を確定した結果として篤癘と記載されていると述べる。

造籍過程の中に呉簡吏民簿を位置づける試みは、本書が最初ではない。しかし、従前の研究では戸籍作成過程の検討を伴わなかったのに対し、本書は案比制度のできるかぎりの復原をおこない、戸籍作成が郷畜夫と県吏・県令によるチェック過程を経ることを確認し、性格不明であった呉簡吏民簿を、戸籍作成過程中の産物として位置づけることに成功しているのである。

一方、本書は用途の相違を念頭に置いて呉簡吏民簿を分類しており、作成機関の相違についてはあまり触れていない。しかし、異なる書式の「吏民簿」間の作成機関の相違を究明する必要性も、研究者の間で次第に意識されつつある。作成機関の相違を検討するには、まずそれらの簿の作成機関の確定が必要だが、それには送り手と受け手を示す送り状（例えば「廣成郷謹列嘉禾六年吏民人名年紀口食爲簿」「竹簡貳」1798、16盆）が、最も確かな根拠となる。

しかし、簡を個々ばらばらにしか把握できていない状況では、送り状がどの書式の簿に対応しているのが不明である。そこで、可能な限り同一簿を構成する諸簡を集成し、書式と送り状の対応関係を明らかにすることが、その簿の作成機関を知る基本的な方法となる。

つまり、戸籍作成過程の中に呉簡吏民簿を位置づけ、完成後の用途を考察し、これらを通じて簿の性格を検討する本書の手法は、吏民簿解釈の標準的な方法として重視されるべきである。しかし、それをさらに有効にしていくなには、同一簿構成簡の集成を通じ、上呈文書や里単位・郷単位の集計簡を含めた全体的な簿の構成を把握することが必要であり、二つの手法で得られた知識が相互に補いあうことにより、呉簡吏民簿に対する理解を前進させていくことができると考えられる。

結論として、本書では吏民簿を戸籍の一種とするが、そこで気になることは、「吏民簿」と「籍」の関係である。典籍の注釈では、「籍」は名簿を謂うと説明されることがある〔漢書〕外戚伝顔師古注に「籍謂名簿也」が、「籍」とは特殊なものであることを語る例も存在する。例えば、「二年律令」にみえる規定によれば、県に所蔵される諸籍は特設された文書庫に封蔵され、文書庫を開いて戸籍を出す際には複数の吏による厳重な手続きを要する（戸律<sup>32</sup>、<sup>33</sup>）。この扱いの厳重さは、偽造・改竄をふせぐためである。県がなぜこのように籍の正確さを保持することに神経を使うかといえは、籍には身分や所属を確定する機能があるからではないか。例えば、「民籍に復す」とは、李嚴伝の文脈では罪のある人々を赦免し民の身分に帰属せしめる

ことを指すが（『三国志』蜀書李嚴伝）、「民簿」とは言い換えられないであろう。官有物資の簿として居延漢簡には「卒被兵本籍」・「被兵籍」（ $\rightarrow$ A）が見えるが、これらの籍は武器の所属を示す機能を有し、個体の所属・身分の根拠となる原簿である。そして戸籍も個人の所属・身分地位・財産の帰属を確定する特殊な「簿」であり、一般の簿と同じではない可能性が強い。吏民簿がそのまま戸籍であるか否かについては、さらに検討が必要である。

さらに、本書「前秦籍」では、吏民簿二種類のうち、戸籍に本来有るべき賦役と資産の状況が記載されている前掲b（凡口 $\times$ 事 $\times$ 筭 $\times$ 事 $\times$ 訾 $\times$ ）を、二年律令の宅園戸籍（狭義の戸籍）とする。もう一方の戸集計簡に口数中心に記載されている吏民簿（前掲a）は、口数把握の簿であって「二年律令」の年細籍に相当すると述べる。つまり戸集計簡の記載内容から、簿の用途を判断するのである。

しかし、この判断は妥当でない。本書で口数把握の簿とする吏民簿には、里単位の集計が数種類附随し、里全体の戸口数を総計した記載のほか、特定項目別に人数・戸数を集計した簡が複数存在するが、これは徴発に適応しない戸を、里戸の総数から除き、徭役対象となる戸の数を表示する目的を有する。とすれば、口数集計簡を各戸末尾に有する簿も、徭役徴発に関連した用途を有すると言える。この

ため、本書が、戸集計簡の相違によって吏民簿を徭役関連と非関連とに区別することには、いまのところ問題がある。

### 三、戸籍制度の変化・

#### 財政年度と経済中心の移動

以下、残る二点の主要な内容について紹介する。本書の大きな成果として、戸籍材料の簡牘から紙への転換と、戸籍がより上級機関に所蔵されるようになるという制度上の変化との関連を明らかにしたことが挙げられる（『前秦籍』）。簡牘は少量でもかさばるので所蔵には広い空間を必要とするため、大量の輸送と保存は困難であるが、紙ならそれが可能であり、戸籍材質の紙へ転換は、上級機関での大量の戸籍の保管を可能にしたのである。本書は、郡以上の機関での保管と技術革新との関連を明快に指摘する。

この戸籍作成機関・所蔵機関のより上級への移行とは、漢から唐にかけて徐々に進行する制度上の重要な変化である。漢においては、郷と県が作成し両者が保管したが、唐では県と州が作成にかかわり、県・州と尚書戸部が保管する。ところが、このような変化の意義については、本書では論及されていない。欲を言えば、紙への転換という重大な技術革新が、つまるところ制度に何をもたらしたのか明らかにされることが、望まれる。

例えば、このような変化は、中央による直接的な地方管理の強化であると言えなくもない。また、より上級機関が戸籍編成にかかわるようになるという変化の端緒として想起されるのは、後漢初光武帝時に決行された戸籍と財産の再調査である（『後漢書 劉隆伝』）。これは、州・郡という上級機関が、戸籍調査に全国一斉介入した最初の例であり、最終的には中央の官吏が介入している。その原因は記載内容に欺瞞があったからであるが、背景には県レベルでは抑制できない豪族の強大な力が存在する。そしてこの事件は、秦漢以降静かに進行している統治機関の広域化ともかわる動きである。さらに、上級機関による介入の結果、当然完成に至るまでのプロセスも増加し、記載内容のチェックも厳密になると考えられる。

つまり、戸籍作成・所蔵機関の上級機関への転換はなぜなのか、それはどのような意味で制度の根本的な変化であったのか、以後検討されるべきであり、その後それを技術的に支えたのは戸籍材料の紙への変換であるという本書の指摘が、さらに生きてくると考えられる。

本書のもう一つの大きな成果は、財政年度（会計年度）の変化と経済中心の移動とを、関連づけて説明する説の提示である。

最も中心的にこの主題を展開する「財政年度」によれば、

秦漢における九月締めという財政年度は、粟の成熟時期と密接な関係がある。当時は収入を把握したのち支出を決定していたが、生産力が低く自然災害の影響も大きいため、その年の収入は租賦納入後にやっと把握され得、その後国家財政の支出限度額も確定可能となる。実際に次年度国家財政の根拠となるのは計簿であり、その計簿は当時の経済中心である北方の穀物生産の首位・粟の収穫を待つて作成された。

このような財政年度に変化が訪れるのは南朝においてであり、南朝では夏税(麦)・秋税(稻)が存在し、歳末の税収が完成した後、それを登記して当年の租税簿冊を作成するため、戦国以降の十月から九月までの財政年度は、一月から十二月までに変化した。唐の財政年度は、南朝と同じく十二月締めである。結論として、「計断九月(九月締め)から歳終を断となすことへの変化は、南北農業構造の差異と漢唐間における南北経済地位の変化の反映であり、およびこれとあい応ずる財政政策制定中の地域傾向の反映であると述べられる。

確かに、南朝―唐にかけて財政年度が十二月締めに変化する原因という、従来説明されていないことを、主要穀物生産地の変化と関連づける視角は、非常に興味深い。だが、この説を成立させるためには、さらに当時の予算

〔編成制度についての検討が必要である。本書は、『礼記』『王制』にみえる財政制度に依拠し、穀物納入後に納入量を集計し国家収入を確定したと解するが、『王制』が述べるのは当為であり、財政運営の実態とは別の問題である。それで、支出決定の前提として、実際に当年の穀物納入量が参照されたか否かが、問題となる。唐代における国家予算の前提となる財政収入額見積もりについては、陳明光

『唐代財政史新編』上編第一章(中国財政経済出版社、一九九一年)に述べられている。これによれば、予算内収入項目の最も主要内容は租庸調であるが、その年度収入総額は口数に依拠して計算し、租の納入見積もりにしても実際の穀物収入を参照するわけではない。つまり、一般的な予算額算出の説によれば、穀物納入量と予算の関連は見えない。主要な穀物の変化が国家の財政にいかに影響したのかという巨視的な視点は、重要で有益であるため、この説については、さらなる展開を期待したい。

#### 結語

以上の紹介は、本書全体を概括的に描写したにすぎない。本書はほかにも戸籍・上計制度についてさまざまな重要な成果を含む。一方、論証中で気になる点もわずかに存在する。例えば、「課役」で、正卒・更卒などの現時点で見解



が分かれる語彙について、諸説の整理を行っていない（更役は中央政府の徵発とするが、第一に参照されるべき史料である『漢書』昭帝紀元鳳四年顔師古注引く如淳注に見える律説によれば、基本的に所屬する県での徭役とされる。また、県官を天子・中央と結びつけるが、地方をふくむ官府一般を指して用いられる語彙でもある）。また、「戸籍結句」では案比の結果作成される戸籍は次年度の年齢を記載すると述べるが、呉簡吏民簿中の戸集計簡に口数集計のみ記載される種類の簿には「一歳」が見えるのであり、これは次年度の年齢であるはずがなく、本書の論法に従えばこの吏民簿は案比の結果ではないことになる。案比の結果記載されるのは次年度の年齢なのか、再考が必要である。

だが、先に述べたように、本書は秦漢―唐にいたるまでの長い時間の流れにおける制度の変化を巨視的に叙述し、大きな成果を挙げている。まず、走馬楼呉簡「吏民簿」の性格を特定する上での分析手法を確立している。また、簡牘から紙への戸籍材料の転換を、より上級機関で戸籍が保管されるようになった制度変化と関連づけている。さらに、経済的な中心となる地域・主要穀物の変化によって、財政年度・上計日程が変化していくという説を提起する。

現在、新しい史料が陸續と出土する状況下では、すべての研究は過渡的な様相を帯びる。本書が用いている呉簡の

史料は「竹簡壹」中心であり、呉簡全体の十分の一以下しか参照し得ていないのは、執筆時期から言ってやむを得ないことである。本書が今後の研究に対し、大きな方法上・学説上の貢献をなしたことは確かであり、本書で展開された所説のさらなる深化が期待される。

（二〇一〇年三月、商務印書館、北京、全一冊、A5版、三五二頁）

（立命館大学政策科学部非常勤講師）